

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん  
計量管理規定の変更認可について

## I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）新型転換炉原型炉ふげんに係る計量管理規定に関し、原子力機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和2年5月27日付け令02原機（ふ）099（令和2年6月26日付け令02原機（ふ）123をもって一部補正。））について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

## II. 申請の概要

申請者名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

代表者氏名：理事長 児玉 敏雄

申請日：令和2年5月27日（補正申請：令和2年6月26日）

申請の理由：計量管理責任者の役職の変更のため

申請の内容：変更の概要は以下のとおり。

計量管理責任者を副所長から安全・品質保証部長に変更

## III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

### 1. 計量管理責任者の役職の変更

(1) 核燃料物質の計量管理に関する業務の役割の見直しに伴い、計量管理組織の計量管理責任者が「副所長」から「安全・品質保証部長」に適切に変更されていることを確認した。（該当箇所：第二編第1条、第三編第41条、別図第1及び別図第3）